

起案用紙(一般用) 1号

ファイル名	住民訴訟		
サブタイトル			
分類コード	B00	保存年限	常用
ファイル管理番号	0000016795		

文書番号	451	決裁区分	副市長	文書管理番号	0400629167
起案年月日	平成24年12月13日	決裁年月日	1124.12.13	収受年月日	

主	係	係長	課長	部長	副市長	公印
管	(本)	(徳)	(泉)	(永)	(宮)	(印)
起案者	合 議					
総務部						
総務課						
行政係						
中山 崇 (印)						
内線 番						

合議及び意見

あて先 三ツ角法律事務所

件名
訴訟費用に関する見積り依頼について

伺文 このことについて次のとおり決定してよろしいか

起案理由

原告 氏から訴訟(平成24年(行ウ)第82号住民監査請求却下決定処分取消等請求事件)を提起されたため、下記のとおり弁護士を選任し、訴訟委任に係る見積りを依頼するもの。併せて予定価格の決定を行う。

記

1. 選任及び見積り依頼する弁護士
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

※宗像市契約事務規則第41条第1項第2号の規定により見積りは1者のみ。

2. 選任理由
本市の顧問弁護士であり、本件に関して訴訟前から事前に相談を行っていたため。

3 設計額

2,10,000円（着手金1,050,000円、報酬金1,050,000円）

4 予定価格

設計額と同額 ✓

5 支出科目等

2-1-1-13 残額6,825,000円
✓

24宗総第 45 / 号
平成24年12月13日

弁護士 三ツ角直正 様

宗像市長 谷井 博美
(総務課行政係)

見積書の提出について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、当市行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり見積りを依頼します。ご多忙中誠に恐れ入りますが、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 見積依頼の内容
平成24年(行ウ)第82号住民監査請求却下決定処分取消等請求事件に関する委任契約
2. 見積書の様式
自由様式
3. 見積書の提出期限
平成24年12月17日17時
4. 見積書の提出先
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市総務部総務課
5. 問い合わせ先
総務課行政係 中山 【TEL】0940-36-1272 【FAX】0940-37-1242

見 積 書

平成24年12月17日

宗像市長 谷井 博美 様

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号
三ツ角法律事務所
弁護士 三ツ角 直正

ご依頼の件につき、下記のとおり見積りします。

1. 事件概要

原告

被告 宗像市

裁判所 福岡地方裁判所

事件名 平成24年(行ウ)第82号
住民監査請求却下決定処分取消等請求事件

2 見積金額

- (1) 着手金1,050,000円(うち消費税及び地方消費税の額50,000円)
- (2) 報酬金1,050,000円(うち消費税及び地方消費税の額50,000円)以内で、双方協議により決定。
- (3) 訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な費用は別途請求いたします。

以上

平成24年度 起工 第 118 号
(年災害) 査定

平成24年12月17日 起案 平成24年12月17日 決裁

起案者	業務同 内線()	係	係長	担当 課長	担当 部長	教育長	係長	課長	部長	副市長	市長
	総務課										
	入札執行向										
	財政課										

起 工 伺
入 札 執 行

事業名 訴訟等関係費 業務名 平成24年(行ウ)第82号住民監査請求却下決定 処分取消等請求事件委任契約

履行場所 線 筋 福岡地方裁判所

施行の方法・履行期間等	入札保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額	円	契約の方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札
	契約保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	円		<input type="checkbox"/> 指名競争入札
	前払金	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	部分払		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	履行期間	自 平成24年12月17日 日間 至 訴訟終結の日まで			入札において地方自治法施行令第167条の2第1項8号(公営企業の場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)に該当する場合は随意契約
	契約日	平成24年12月17日			
	入札通知書配布日	平成 年 月 日 時 分から 場所 時 分まで			
	入札(見積書提出期限)	平成 年 月 日 時 分 場所			

予算支出科目 02 款 01 項 01 目 13 節 款 項 目 節

検査職員 職氏名 課長 石松 豊幸 監督職員 職氏名 係長 徳永 淳 主任主事 中山 崇

契約書の類 添付書類 仕様書

予 算 額	6,825,000 円		
支出負担行為済額	0 円	設計金額(税込)	2,100,000 円
随意契約の場合の 請負金額(税込)	2,100,000 円	随意契約の場合の 予定価格(税込)	2,100,000 円

概 要 補助事業 単独事業

標記訴訟委任契約について、下記のとおり随意契約してよろしいかお伺いします。

記

1 随意契約の理由

下記の者は、本市の顧問弁護士であり、本件に関しては訴訟前から事前に相談を行っていたことから、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

2 見積結果（随意契約の理由のとおり、契約の相手方が特定されるため、見積りは1者）
2,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 契約者
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

4 契約金額
減価交渉の結果、見積金額のとおりとする。


5 予定価格とその根拠
設計金額（着手金1,050,000円、報酬金1,050,000円）と同額

委任契約書

宗像市長谷井博美（以下「甲」という。）と弁護士三ツ角直正（以下「乙」という。）とは、次のとおり委任契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対し、下記事件について、一切の訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項に規定する一切の事項を委任し、乙はこれを受任する。

記

原告 
被告 宗像市
裁判所 福岡地方裁判所
事件名 平成24年（行ウ）第82号
住民監査請求却下決定処分取消等請求事件

- 2 甲は、乙に対し、着手金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）を支払う。
- 3 甲は、乙に対し、報酬金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）以内の額を支払うこととし、当該支払額は、訴訟の経過・結果等を考慮した上で双方協議により決定する。
- 4 甲は、訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な費用を乙の請求により支払う。
- 5 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

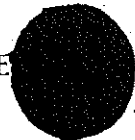
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年12月17日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市長 谷井博美



乙 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号
三ツ角法律事務所
弁護士 三ツ角直正



支出負担行為兼支出命令書

起案責任者	総務部総務課行政係 主任主事 中山崇	(庁内電話 229)
起案日	平成25年 3月 8日	

決 裁	総務部総務課行政係									
	担 当	係 長	課 長	部 長						
審 査	会計管理者会計課									
	担 当	係 長	課 長	会計管理者						

平成24年度 支出命令番号 58675

支出命令額		¥1,050,000	配当予算残額	¥525,000
控除額		¥102,100	負担行為番号	55817
差引支払額		¥947,900	支出区分	通常払
所属	300101 総務部総務課行政係		支払方法	口座振替
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号	01 一般会計 1 現年 00024 訴訟等関係費 00336 訴訟事件弁護士委託料		窓口払区分	窓口払以外
款 項 目 大事業 中事業 小事業 細事業 節 細節 細々節	02 総務費 01 総務管理費 01 一般管理費 01 一般管理費 19 訴訟等関係費 01 訴訟等関係費 21 訴訟等関係費 13 委託料 01 委託料 023 訴訟事件弁護士委託料		支払予定日	平成25年 3月21日



摘要	H24(行ウ)第82号住民監査請求却下決定処分取消等請求事件訴訟委任報酬
----	--------------------------------------

債権者 住所 名称 振込先	5000016185 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目3-1 三ツ角法律事務所 三ツ角 直正	受取人
------------------------	--	-----

宗像市長様

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

正本

訴 状

平成 24 年 11 月 22 日

福岡地方裁判所 御中

〒 [REDACTED]

電 話 [REDACTED]

F A X [REDACTED]

原 告

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

被 告

宗 像 市

上記代表者兼処分行政庁 宗像市監査委員

上記代表者代表監査委員 岩本隆志

住民監査請求却下決定処分取消等請求事件

第 1 請求の趣旨

1 被告は、原告が平成 23 年 12 月 21 日付、平成 24 年 1 月 20 日付、平成 24 年 10 月 16 日付、平成 24 年 10 月 27 日付で被告に対してした住民監査請求について、被告がそれぞれ平成 24 年 1 月 10 日付、平成 24 年 1 月 24 日付、平成 24 年 10 月 26 日付、平成 24 年 11 月 15 日付でした却下決定を取り消す。

2 被告は、原告が平成 24 年 10 月 27 日付で被告に対してした住民監査請求について、監査をせよ。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との裁判を求める。

第 2 請求の原因

1 原告は、平成 23 年 12 月 21 日付、平成 24 年 1 月 20 日付、平成 24 年 10 月 16 日付、平成 24 年 10 月 27 日付で被告に対してした住民監査請求について、

被告はそれぞれ平成 24 年 1 月 10 日付, 平成 24 年 1 月 24 日付, 平成 24 年 10 月 26 日付, 平成 24 年 11 月 15 日付で却下決定をした。

2 被告監査委員岩本隆志, 石松和敏, 植木隆信がした却下決定は, 地方自治法 242 条第 1 項に違反している。

3 よって, 原告は請求の趣旨記載の裁判を求めて本訴を提起する次第である。

第 3 却下決定の問題点

1 平成 24 年 1 月 10 日付の却下決定については, 平成 23 年 12 月 21 日の提出後要件を満たさないということで監査委員事務局より補正の要請があり, 12 月 27 日に監査委員事務局において監査委員岩本隆志と話し合いの上, 補正文書を作成し, それを自宅に持って帰り, パソコン入力の上, 12 月 28 日に提出したものである。補正文書は岩本委員の指示に従い作成し, 指示に従い補正に応じたわけであるから, 当然にその補正によって要件を満たしたと考えるのが相当である。仮に, その補正によって要件は満たさないのであれば補正を拒否しているわけではないのであるから 1 回目の補正要請同様に補正することは容易であった。

2 財産的損害の発生の記載がないとあるが, 約 8 億円の支出が違法な支出であればそれが財産的損害であり, 却下の理由として失当である。

3 平成 6 年 9 月 8 日最高裁判決は, 住民監査請求の対象行為が財務会計上の行為でない場合の判決であり, 却下の理由として失当である。

4 平成 24 年 1 月 20 日付, 平成 24 年 10 月 16 日付, 平成 24 年 10 月 29 日付でした住民監査請求については, 補正の機会が与えられていない。

5 住民訴訟に進んでいることをもって却下の理由としているが, 監査の結果が棄却の場合においては再度の監査請求は認められないが, 却下の場合においては補正して再度の監査請求を行うことは許される。つまり, 住民訴訟に進んでいることをもって却下の理由とはできない。(最高裁判所第三小法廷 平成 10 年 12 月 18 日判決)

6 平成 24 年 10 月 27 日付でした住民監査請求において、住民監査請求は財務会計上の行為が違法又は不当の可能性があるため住民が監査委員に監査を求めるものであり、その行為が違法又は不当であるか否かは実際に監査を行った際に実体法上の判断を行うものであり、監査を行うかどうかの判断はその行為が財務会計上の行為か否かだけであると指摘したにもかかわらず、その誤りを省みることなく同じ誤りを繰り返しており、当初より故意に却下処分を繰り返しているものと考えられる。(大阪高等裁判所 平成 9 年 2 月 21 日判決、広島地方裁判所 平成 14 年 11 月 26 日判決)

証 拠 方 法

- 甲 1 号証 宗像市職員措置請求書 (平成 23 年 12 月 21 日付)
- 甲 2 号証 宗像市職員措置請求書 (平成 24 年 1 月 20 日付)
- 甲 3 号証 宗像市職員措置請求書 (平成 24 年 10 月 16 日付)
- 甲 4 号証 宗像市職員措置請求書 (平成 24 年 10 月 27 日付)
- 甲 5 号証 却下通知 (平成 24 年 1 月 10 日付)
- 甲 6 号証 却下通知 (平成 24 年 1 月 24 日付)
- 甲 7 号証 却下通知 (平成 24 年 10 月 26 日付)
- 甲 8 号証 却下通知 (平成 24 年 11 月 15 日付)
- 甲 9 号証 情報公開決定通知書
- 甲 10 号証 監査委員会会議会議録 (平成 23 年 12 月 26 日)
- 甲 11 号証 監査委員会会議会議録 (平成 24 年 1 月 5 日)
- 甲 12 号証 監査委員会会議会議録 (平成 24 年 1 月 23 日)
- 甲 13 号証 監査委員会会議会議録 (平成 24 年 10 月 25 日)

附 属 書 類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲各号証 (写し) 各 1 通

以上

平成24年(行ウ)第82号 住民監査請求却下決定処分取消等請求事件

原告 [Redacted]

被告 宗像市

答 弁 書

平成25年1月22日

福岡地方裁判所 第3民事部 合議A係 御中

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号 三ツ角法律事務所(送達場所)

電話 092-715-4101(代), FAX 092-715-4066

被告訴訟代理人弁護士	三	ツ	角	直	正
同訴訟復代理人弁護士	加	茂	雅	也	
同 弁護士	山	口	明	日	香
同 弁護士	山	本	洋	介	
同 弁護士	徳	川			泉

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 原告の訴えをいずれも却下する
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

2 本案の答弁

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

第1項は認め、第2項は争う。

第3 「第3 却下決定の問題点」に対する認否・反論

1. 第1項について

原告が平成23年12月21日付けで「宗像市職員措置請求書」を提出したこと、その後、監査委員事務局が原告に連絡し、同措置請求書について補正を促したこと、同年12月27日に監査委員事務局において原告と宗像市監査委員である岩本隆志が面談したこと、同年12月28日に原告が上記措置請求書の内容を補充する補足説明書を提出したことは認め、その余は知らないし争う。

2. 第2項は争う。

住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為の執行を未然に防止すること、又は当該行為を是正することを目的としてなされるものである。したがって、住民監査請求は、当該地方公共団体に損害の発生のおそれがある場合に行うことができるのであって、地方公共団体に法令違反のおそれがある行為があったとしても請求対象団体に何ら財産的損失が生ずるおそれがないものであれば、住民監査請求はすることができないものとされている。

それゆえ、住民監査請求をしようとする原告においては、少なくとも、財務会計上の違法又は不当な職員の行為により宗像市に財産的損害が生じるおそれのあることを主張しなければならないが、原告が平成23年12月21日、提出した措置請求書にはその旨の記載がなく（甲1の1、2頁）、その後提出された同年同月28日付けの補足説明書（甲1の3頁目）においても、財産的損害に関する主張はなされなかった。

そこで、監査委員は、原告の行った住民監査請求について審査した結果、同請求は、住民監査請求の要件を欠き不適格であると判断し、これを却下したものである（甲5）。

3 第3項は争う。

最高裁平成6年9月8日判決(乙1)は、第1審判決(福岡地方裁判所平成5年8月5日判決, 乙3)が「原告の前記監査請求は、人格なき社団に対してなされた法人市民税の申告納付の通知の取消しを求めたものであって、右通知につき違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為には該当しない」と判示し、これを支持した高裁判決(福岡高等裁判所平成6年3月8日判決, 乙2)を正当として是認したものであって、当該事案で住民監査請求が不適法却下された理由が、住民監査請求の対象行為が財務会計上の行為でないと言われたものではない。

4 第4項は認める。

住民監査請求の要件については、平成23年12月27日に、監査委員の岩本隆志から原告に対して既に説明していたことから、同一の説明を繰り返す必要はないと判断し、原告が提出した平成24年1月20日付け、同年10月16日付け及び同年同月27日付け宗像市職員措置請求書に対しては、特に補正を促すことはしていない。

5 第5項は争う。

後述のとおり、本件訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

6 第6項は争う。

同項記載の原告の主張は必ずしも明らかでないが、原告が行った平成24年10月27日付け住民監査請求については、原告が既に行っていた平成24年1月20日付け及び平成24年10月16日付け住民監査請求の対象とした行為と同一のものであると認められることを理由に、却下されたものである(なお、甲第8号証に「平成24年10月29日付けで提出された」とあるのは、「平成24年10月27日付け」の誤りである。)

後述のとおり、原告は、住民監査請求の却下決定を受けて、既に住民訴訟を

提起しており、同訴訟提起後に、再度同一の行為を対象として住民監査請求を行うことは許されないというべきであるから、原告が既に住民訴訟を提起した後、原告が同一の行為を対象として再度の住民監査請求に及んだことを理由に、当該監査請求を不適法であるとして却下したことには、何ら問題はない。

第4 被告の主張（訴えの利益を欠くこと）

原告は、平成23年12月21日付け及び平成24年1月20日付けで各住民監査請求を行い、両請求が却下された後、平成24年1月30日、住民訴訟を提起し（福岡地方裁判所平成24年（行ウ）第1号 玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件）、現在も訴訟継続中である。

その後、原告は、平成24年10月16日、同月27日にも住民監査請求を行ったが（甲3、甲4）、10月16日付け住民監査請求については、原告が平成24年1月20日付けで行った住民監査請求で主張した内容と同一のものであると認められることを理由に、10月27日付け住民監査請求については、原告が平成24年1月20日付け及び平成24年10月16日付けで行った住民監査請求で主張した内容と同一のものであると認められることを理由に、それぞれ却下された（甲7、甲8）。

住民監査請求が不適法却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否について、最高裁平成10年12月18日判決（乙4）は、「監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして、直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されるものと解すべきである。住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず監査委員に住民の請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の時事的、内部的処理によって予防、是正

させることを目的とするものであると解される。そして、監査委員が適法な住民監査請求により監査の機会を与えられたにもかかわらずこれを却下し監査を行わなかったため、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正する機会を失った場合には、当該請求をした住民に再度の住民監査請求を認めることにより、監査委員に重ねて監査の機会を与えるのが、右に述べた住民監査請求の制度の目的に適合すると考えられる。また、監査委員が住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民が、却下の理由に応じて必要な補正を加えるなどして、当該請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする再度の住民監査請求に及ぶことは、請求を却下された者として当然の所為といえることができる。そうであるとすれば、当初の住民監査請求が適法なものであるため直ちに住民訴訟を提起することができるとしても、当該請求をした住民が住民訴訟を提起せずに再度の住民監査請求に及んだ場合に、右請求が当初の請求とその対象を同じくすることを理由に不適法であるとするのは、出訴期間等の点で当該住民から住民訴訟を提起する機会を不当に奪うことにもなって、著しく妥当性を欠くといふべきである。」と判示する。

同判決は、当該請求をした住民に、再度の住民監査請求を行った上で住民訴訟を提起するか、あるいは再度の住民監査請求を行わずに直ちに住民訴訟を提起するかを選択権を認めたものと解される。ところで、当該請求をした住民が、再度の住民監査請求を行わず、住民訴訟を提起することを選択し、既に住民訴訟を提起した場合に、住民訴訟提起後に、住民訴訟提起前に行った監査の結果の適法性を争って住民訴訟と別個に訴訟を提起したり、また、住民訴訟において争うのと同一の行為を対象として再度の住民監査請求を行い、監査委員による監査を求めることを許容したものではない。当該請求をした住民が、既に住民訴訟を提起した場合には、当該請求の適否ないし当否については住民訴訟の判断を待つべきであり、住民訴訟提起前に行った監査の結果の適法性を争って住

民訴訟と別個に訴訟を提起したり、また、住民訴訟において争うのと同一の行為を対象として再度の住民監査請求を行い、監査委員による監査を求めることは許されないというべきである。

原告は、既に住民訴訟を提起しているのであるから、住民訴訟提起前に行った監査の結果の適法性を争い、また、住民訴訟で求めているのと同一の行為を対象として再度の住民監査請求を行い、これについて監査委員による監査を求める訴訟を住民訴訟と別個に提起することは許されず、本件訴えは、訴えの利益を欠き不適法であるというべきである。

以上

附 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 2通 |
| 2 乙号証写し | 各1通 |

平成24年(行ウ)第82号 住民監査請求却下決定処分取消等請求事件

原告

被告 宗像市

証拠説明書

平成25年1月22日

福岡地方裁判所 第3民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士	三	ツ	角	直	正
同訴訟復代理人弁護士	加	茂	雅	也	
同 弁護士	山	口	明	日	香
同 弁護士	山	本	洋	介	
同 弁護士	徳	川			泉

号証	標目	作成者等 作成等年月日 原本写しの別	立証趣旨
乙1	最高裁判所平成6 年9月8日判決	H6.9.8 写し	同判決の判示内容。
乙2	福岡高等裁判所平 成6年3月8日判決	H6.3.8 写し	同判決の判示内容。
乙3	福岡地方裁判所平 成5年8月5日判決	H5.8.5 写し	同判決の判示内容。
乙4	最高裁判所平成10 年12月18日判決	H10.12.18 写し	同判決の判示内容。

乙第 1 号証



平成六年(行)第 97 号

判 決

宣 讀	平 成 六 年
宣 付	九 月 八 日
交 付	平 成 六 年
交 付	九 月 八 日
裁 判 所 第 一 小 法 庭	

[Redacted]

上 告 人

[Redacted]

[Redacted]

被 上 告 人

福岡市博多区長

右当事者間の福岡高等裁判所平成五年(行)第 21 号法人市民税取消請求事件について、同裁判所が平成六年三月八日言い渡した判決に対し、上诉人から全部破棄を求め旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上诉人の負担とする。

理 由

上诉人の上告理由について

本件訴えを不適合とした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の判決はない。論旨は独自の見解に立って原判決を論議するものによらず、採斥することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第一小法庭

裁判長裁判官

小

野

幹

雄

裁判官

三

好

逸

裁判官

大

白

勝

裁判官

高

齋

久

子

証 書	乙第 1 号証	から	提出
証 書	乙第 4 号証	まで	提出

平成五年(初)第二一〇号法人市民税取消請求控訴事件(原告・福岡地方裁判所
平成五年(初)第八号)

判決

控訴人

被控訴人

右訴訟代理人弁護士

主文

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。

福岡市博多区長

山本 郁夫



事案及び理由

第一 当事者の求めた裁判

- 一 控訴人
 - 1 原判決を取り消す。
 - 2 被控訴人が平成四年八月三十一日社団法人日本不動産鑑定協会九州会に對してした通知を取り消す。
 - 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 二 被控訴人

主文同旨

第二 当事者の主張

控訴人の主張は、原判決別紙(請求の原因)の記載(五枚目表七行目から同裏末行目まで)のとおりであり、被控訴人の主張は、同別紙

第三 当裁判所の判断

答弁書(理由)の記載(六枚目裏六行目から七行目表末行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

当裁判所も、控訴人の本訴請求は不法法として却下を免れないと判断するが、その理由は、原判決提示の理由(一)枚目裏一〇行目から三枚目裏五行目まで)と同一であるから、これを引用する。

第四 結論

よって、控訴人の本訴請求を却下した原判決は、相当であり、本件控訴は、理由がないから、これを棄却し、控訴費用の負担について行政事件訴訟法七条、民法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第五民事部

裁判長 裁判官 福岡 篤

裁判官 小長 聡一

裁判官 西 類

平成五年五月九日 判決
同日 日本裁判所 裁判所 裁判所

平成五年(行)第八号 法人市民税取消請求事件

判決

原告

被告

福岡市博多区長

右訴訟代理人弁護士

山本 郁夫

主 文

- 一 本件訴を却下する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

第一 当事者双方の求める裁判及び主張は、それぞれ別様請求の趣

旨及び原因並びに答弁書記載のとおりである。

第二 証拠

一 原告

1 甲第一ないし五号証

2 乙号各証の成立は認めらる。

二 被告

1 乙第一ないし三号証

2 甲号各証の成立は認めらる。

理 由

一 成立に争いのない甲第一ないし第四号証によれば、被告が訴外
 法人 日本不動産鑑定協会九州会に対し、法人市民税を申告納
 付するよう通知したこと、原告は、福岡市の住民であり、平成五
 年三月三日、この通知の取消しを求めて、地方自治法（以下、



「法」という。）第二四二条第一項に基づき、福岡市監査委員に
 対し住民監査請求をしたこと、同月一七日、右監査請求が、右通
 知により市が措置を執ることはないので住民監査請求の対象とは
 ならないとの理由で却下されたこと、右却下の決定に対し、原告
 が法第二四二条の二第一項に基づき、本件訴えを提起したことが
 認められる。

二 とところで、法第二四二条の二第一項は、普通地方公共団体の住
 民が「前条第一項の規定による請求をした場合」、つまり住民監
 査請求をした場合に限って、住民訴訟を提起することを認めてい
 る。このような監査請求前置出候を採用したのは、住民監査請求
 で問題とされる違法不当な行為が行政権の内部における審判であ
 るから、まず行政内部における自主的解決を求めべきであり、
 それが窮済の専門的・技術的性質からも適切な場合が多いこと等

の理由のためである。そうであれば、監査請求が監査の要件を欠
 く不違法なものとして却下されると、監査請求前置の目的である
 行政権の内部における実質的審査を受けていないことになるから、
 監査請求前置の要件は充足されないことになる。そして、
 本件原告の前置監査請求も、福岡市監査委員により不違法と
 判断されて、実質的審査を受けることなく却下されているので、
 この判断が適法であれば、右要件は充足されず、訴えの提起は許
 されないこととなる。

三 そこで、福岡市監査委員がした右却下の判断の当否について、
 検討する。

1 住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止
 を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公
 共団体の長その他の財務会計職員に違法若しくは不当な財務会

計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権限を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手段として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処置によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消滅の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬというべきである。

ところが、原告の前記監査請求は、人格なき社団に対してなされた法人、市民務の申告附付の通知の取消しを求めたものであって、右通知につき違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないこ

とが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しないというほかはない。

したがって、原告の監査請求は、監査の対象とならない行為について監査を求めた違法なものであり、これを却下した福岡市監査委員の判断は違法であつたといわざるをえない。

よって、原告の本訴請求は、住民訴訟の要件たる違法な監査請求を前置しておらず、不合法なものであるから、これを却下することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条を適用したうえ、本文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官

川本 隆

裁判官

永松 健幹

裁判官

桑原 直子

LLI/DB 判例秘書

第 4 号証

【ID番号】 05310126

損害賠償請求事件

- 【事件番号】 最高裁判所第3小法廷判決／平成10年(行ツ)第68号
 【判決日付】 平成10年12月18日
 【判示事項】 一 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否
 二 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間
 【判決要旨】 一 監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許される。
 二 監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、住民訴訟の出訴期間は、地方自治法242条の2第2項1号に準じ、却下の通知があった日から30日以内と解するのが相当である。
 【参照条文】 地方自治法242-1
 地方自治法242-3
 地方自治法242の2-1
 地方自治法242-2
 【掲載誌】 最高裁判所民事判例集52巻9号2039頁
 最高裁判所裁判集民事190号1089頁
 裁判所時報1234号12頁
 判例タイムズ991号117頁
 判例時報1663号87頁
 【評釈論文】 ジュリスト1152号157頁
 ジュリスト臨時増刊1157号44頁
 判例タイムズ臨時増刊1036号328頁
 民商法雑誌121巻6号860頁

主 文

原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。
 本件を浦和地方裁判所に差し戻す。

理 由

上告人らの上告理由について

一 本件は、被上告人が加須市(以下「市」という。)の市長として市立加須平成中学校(以下「本件学校」という。)の建設のために二四億〇七三〇万八〇〇〇円を支出したことが、違法な公金の支出に当たり、これにより市に右同額の損害を与えたとして、市の住民である上告人らが、地方自治法(以下「法」という。)二四二条の二第一項四号の規定に基づき、市に代位して、被上告人に対し右損害の賠償を請求する住民訴訟であり、原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

- 1 市は、公金を支出して本件学校を建設し、平成八年四月一日に同校が開校した。
- 2 上告人らは、同年六月二八日、市監査委員に対し、住民監査請求(以下「第一回監査請求」という。)をした。上告人らが提出した監査請求書には、表題として「加須市立加須東中学校の分離校は建設する必要があったのかの監査請求書」、監査を請求する理由として「東中の分離校を三一億円の公金を投じて建設する必要はなかったと考えられる。故に分離校建設は正当であったのかの監査を請求する。」と記載されていた。

3 市監査委員は、同年七月一三日、上告人らに対し、書面をもって第一回監査請求を却下する旨の通知をした。却下の理由は、第一回監査請求が一般的な行政運営を対象としており、それゆえ不適法であるというものであった。

4 上告人らは、同年八月一二日、市監査委員に対し、再度の住民監査請求(以下「第二回監査請求」という。)をした。上告人らが提出した監査請求書には、表題として「加須市立加須東中学校の分離校は建設する合理的理由があったのかの監査請求書」、監査を請求する理由として「三五学級、一四〇〇人迄対応出来る規模の用地面積があるのであるから、東中の分離校を三一億円の公金を投じて建設する必要はなかったと考える。故に分離校建設は正当であったのかの監査を請求する。」と記載されていた。

5 市監査委員は、上告人らに対し、同年九月五日付け書面をもって第二回監査請求を却下する旨の通知をした。却下の理由は、第一回監査請求における請求人及び対象となる監査請求の内容が同一であるため、一事不再理の原則に従い却下するというものであった。

6 上告人らは、同年一〇月三日、本件訴えを提起した。

二 第一審は本件訴えは出訴期間を経過して提起されたものであるから不適法であるとして却下し、原審もこれを支持して上告人らの控訴を棄却した。原審の判断の概要は、次のとおりである。

1 上告人らの第一回監査請求は、請求の特定を欠くものとはいえず、適法である。したがって、市監査委員が第一回監査請求を却下したことは不適法である。

2 上告人らの第二回監査請求は、第一回監査請求と同一の財務会計上の行為を対象とするものである。

3 同一住民が同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることは許されないから、上告人らの第二回監査請求は不適法である。また、同一の財務会計上の行為について二回にわたり監査請求がされた場合には、右行為についての住民訴訟の出訴期間は、前の監査請求を基準として計算すべきである。

4 第一回監査請求については、監査委員による監査又は勧告が行われていないことになるから、上告人らは、法二四二条の二第二項三号により、第一回監査請求をした日から六〇日を経過した日から三〇日以内に住民訴訟を提起しなければならなかったところ、本件訴えは、右期間を経過した後に提起されたものであるから、不適法である。

三 しかしながら、原審の右二3及び4の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

1 監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されるものと解すべきである。住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず監査委員に住民の請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そして、監査委員が適法な住民監査請求により監査の機会を与えられたにもかかわらずこれを却下し監査を行わなかったため、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正する機会を失った場合には、当該請求をした住民に再度の住民監査請求を認めることにより、監査委員に重ねて監査の機会を与えるのが、右に述べた住民監査請求の制度の目的に適合すると考えられる。また、監査委員が住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民が、却下の理由に応じて必要な補正を加えるなどして、当該請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする再度の住民監査請求に及ぶことは、請求を却下された者として当然の所為といえることができる。そうであるとするれば、当初の住民監査請求が適法なものであるため直ちに住民訴訟を提起することができるとしても、当該請求をした住民が住民訴訟を提起せずに再度の住民監査請求に及んだ場合に、右請求が当初の請求とその対象を同じくすることを理由に不適法であるとするのは、出訴期間等の点で当該住民から住民訴訟を提起する機会を不当に奪うことにもなって、著しく妥当性を欠くといふべきである。

2 監査員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民が提起する住民訴訟の出訴期間は、法二四二条の二第二項一号に準じ、却下の通知があった日から三〇日以内と解するのが相当である。同項一号ないし四号の規定は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実について、いつまでも争い得る状態にしておくことは、法的安定性の見地からみて好ましくないため、これを早期に確定させようとの趣旨から、住民監査請求をした住民において、当該請求に係る行為又は怠る事実について住民訴訟を提起するか否かの判断を、その提起が法的に可能となった時点から三〇日以内の期間にさせる趣旨のものである。そして、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であると認めてその旨を書面により請求人に通知した場合には、当該請求に対する監査委員の監査は行われていないものの、当該請求に対する監査委員の判断結果が確定的に示されている点において、監査委員が請求に理由がないと認めてその旨を書面により請求人に通知した場合と異なるところがない。そうすると、当該請求をした住民は、却下の通知を受けた時点において、当該請求に係る行為又は怠る事実について住民訴訟を提起することが法的に可能な状態になったものとして、同項一号にいう監査委員の監査の結果に不服がある場合に準じて、却下の通知を受けた日から三〇日以内に住民訴訟を提起しなければならないと解するのが、住民訴訟の出訴期間を規定した同項の趣旨に沿うものというべきである。

3 これを本件についてみると、原審の判示したとおり、市監査委員が上告人らの第一回監査請求を不適法であるとして却下したのであるから、上告人らは、法二四二条二項その他の適法要件を満たす限りにおいて、第一回監査請求と同一の財務会計上の行為を対象とする再度の住民監査請求をすることも許されると解される。そして、上告人らの第二回監査請求が右にいう再度の住民監査請求として適法なものであれば、本件訴えに係る出訴期間については、上告人らが第二回監査請求に対する却下の通知を受けた日から三〇日以内と解すべきところ、前記事実関係によれば、上告人らは、右却下の通知を受けた日から三〇日以内に本件訴えを提起していることが明らかである。そうすると、右と異なり、上告人らの第二回監査請求が第一回監査請求と同一の財務会計上の行為を対象とする再度の住民監査請求であることを専らその理由として第二回監査請求を不適法であるとした上、本件訴えに係る出訴期間について、第一回監査請求をした日から六〇日を経過した日から三〇日以内であるとし、本件訴えが出訴期間の経過後に提起された不適法なものであるとした原審の前記判断は、法令の解釈適用を誤った違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。右の点に関する論旨は理由があり、原判決は、その余の点について判断するまでもなく、破棄を免れない。そして、以上によれば、本件訴えを不適法であるとして却下した第一審判決を取り消して、本件を浦和地方裁判所に差し戻すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	金谷利廣
裁判官	園部逸夫
裁判官	千種秀夫
裁判官	尾崎行信
裁判官	元原利文

394

[Redacted]

[Redacted] 様



事件番号 平成24年(行ウ)第82号
住民監査請求却下決定処分取消等請求事件
原告 [Redacted]
被告 宗像市

期 日 呼 出 状

平成24年12月13日

原告 [Redacted] 様

〒810-8653
福岡市中央区城内1-1
福岡地方裁判所第3民事部合議A係
裁判所書記官 星 野 孝 之
電話 092-781-3141 (内線) 3430
FAX 092-734-1054

頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日が下記のとおり定められましたから、同期日に出頭してください。

記

期 日 平成25年1月29日(火) 午前10時00分
口頭弁論期日
場 所 第301号法廷(本館3階)
(出頭の際には、この呼出状を上記場所で示してください。)

連絡事項



宗像市職員措置請求書

宗像市長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

宗像市立玄海小学校改築にあたっては、地域住民・保護者向けの協議の場が設けられず行政内部の検討のみで玄海小学校の移転及び一体型小中一貫教育の導入が決められ、保護者向けの説明会は平成23年9月と12月に既に上記の方針決定後に開催されたのみである。小学校の移転及び小中一貫教育の導入のような大きな教育方針の変更に関わることは、政策決定の段階で保護者をはじめと地域住民の意見に傾聴し、慎重に決定すべきものであり不当な決定方法である。

また、宗像市教育委員会は、宗像市小中一貫教育推進協議会に対して、平成19年11月に、今後の小中一貫教育の拡大のあり方について諮問し、当協議会は平成19年から計5回にわたる2年間の協議や調査研究校等の視察の末、平成21年2月3日に最終答申を行っている。

その最終答申において、宗像市教育委員会が小中一貫教育を進めるにあたっては、小中一貫教育の調査研究を行う中学校区の学校数、学校の規模、児童生徒数、歴史や伝統、各中学校区間の距離等の地理的条件、児童生徒や学校教育への保護者・地域の願い等きめ細かく分析する必要性を留意点として示されていたが、上記説明会では何ら具体的な分析資料などは示されていない。なお、12月の説明会を開催するにあたっては事前に問題点及び疑問点を伝えて資料等の提供を求めたにも関わらず、それらの分析資料等の提供はなく住民の判断を妨害したことは不当である。

また、最終答申において、宗像市教育委員会が小中一貫教育を導入するにあたっては、中学校区の小・中学校、保護者・地域の創意工夫によって特色ある小中一貫教育が展開できるよう、各中学校区に裁量権を与えることが望ましいとし、宗像市教育委員会の研究指定・委嘱を受けた調査研究校が特色ある小中一貫教育を展開できるように、中学校区の児童生徒の実態や、教職員や保護者・地域の願いをもとに、小中一貫教育A型、小中一貫教育B型、小中一貫教育C型のいずれかを選択できるものとしているので、その選択権は教育委員会のみならず、保護者・地域にも与えられているものである。これまでの決定の経緯からすると教育委員会の独断で決められており、裁量権の逸脱である。

なお、「小中一貫教育A型、小中一貫教育B型、小中一貫教育C型のいずれかを選択できる」の意味するところは、あくまでいずれかの型しか採用できないのであり、複数の型を



組み合わせて採用することは文理解釈のうえで認められない。今回の玄海中学校区の小中一貫教育の型はA型C型併用であると教育委員会は回答しているのに、A型C型併用を採用することに根拠はなく裁量権の濫用である。仮に、その採用が可能であったとしても全国には同じようなA型C型併用型の小中一貫教育校はなく、その採用にあたって参考の事例がないのであるから、大学教授等の外部有識者の意見等を十分に聞き、地域住民・保護者には全国初であることを明らかにしたうえで一貫教育に関する事前説明を十二分に行うべきであり、教育委員会内部の検証のみで決めることは裁量権の濫用である。

最後に小中一貫教育は玄海中学校区全体の問題で、玄海小と玄海中のみの問題ではないことは明らかであり、玄海東小・地島小校区の地域住民・保護者を交えて十分議論し方針を決定する問題である。仮に、一体型小中一貫校を目指すのであれば、玄海東小・地島小の将来の合併計画についても明確に示したうえで進めるべき問題であり、将来の見通しのあいまいな段階で進めることは非常に問題である。

添付書類

教育委員会からのメール

PTAからの12月の説明会開催依頼文

2. 請求人

住所

職業

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成23年12月21日

宗像市監査委員あて

差出人: "宗像市 秘書課" <hisyo@city.munakata.fukuoka.jp>
日時: 2011年10月4日 12:19
宛先: ██████████
件名: 市長への手紙(玄海地区の小中一貫)について
██████████様

この度は市政への貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

さて、お問い合わせいただきました「玄海地区の小中一貫」について、次のとおり回答させていただきます。

最初のご質問の、一体型、分離型をあわせた一貫教育を推進する理由ですが、大島小中学校では、平成18年度より施設一体型の小中一貫教育を推進し、小中一貫教育の成果を検証してまいりました。その成果として、子どもたちの学ぶ意欲や学力などの向上がみられるという結果が得られましたので、玄海小学校の建て替えを契機に玄海中学校の敷地内に校舎を移転し、施設一体型の小中一貫教育を推進することといたしました。ここに大きな理由があります。

また、施設一体型の小中一貫校は、全国にもありますので、その成果も調査した上での判断です。現状では、玄海中学校区は、3小学校、1中学校の分離型で研究実践を行っていますが、その下地をもとに玄海小・中学校の一体型教育を平成25年度から実施していきます。将来的には、玄海小・中学校の一体型教育の成果などを検証し、保護者や地域の意向を得るなどの状況により、玄海東小学校、地島小学校も併せた一体型を検討することにもなります。

玄海東小学校と地島小学校については、平成25年度に移転することは、現実的には困難です。これは、玄海東小学校の校舎の耐震対策を施したこともありますが、地域住民の愛校感情や移転後の校舎の後処置等の大きな課題などをクリアしていく必要があることによります。

体育館内に音楽室を設けることにつきましては、別紙①のような協議を経て決定しております。また、運用面では、年間の授業コマ数に対する音楽と体育のコマ数を試算しましたところ、十分に余裕がありますので、学校の運用面におきまして、音楽と体育が同時に行なわれないように時間組みが可能でです。

次に、2つ目の「玄海小学校建て替えにあたっては現在地での建て替えと玄海中学校敷地内での建て替えの選択があったと思われませんが、その選択にあたってどのような議論があったのかを説明ください。」に対して以下のとおり回答させていただきます。

平成19年に建て替えについての教育部内協議を行い、次の点のメリットがあると判断し、玄海中学校内または隣接地へ玄海小学校を建てることの方角性を出しました。メリットは①個別指導や少人数授業など、お互いの校舎を有効利用することが出来る。②配慮を必要とする児童の小中学校間の密な情報交換により、個に応じた教育を実践できる。③教育委員会が進める小中一貫教育の課題について対応が出来る。というメリットです。その方向性を持って、平成20年11月21日の定例教育委員会で審議をいただき、玄海中学校敷地内での建て替えを決定いたしました。その後コミュニティ関係

に6回と学校関係に4回説明会を行い、理解を頂いています。説明会での意見は①学校(玄海小、玄海東小)の児童は減少傾向にあるので、個人的には玄海中との併設を希望する。②玄海小学校の隣接と比較すると、玄海東小は交流が遠のくイメージがある。日の里地区と同様に交流が頻繁に行われるように。③小中一貫教育は次世代のことなので、様々な所で説明会を聞く必要があるのではないのでしょうか。などです。

なお、平成21年4月1日付けで田島地区コミュニティ運営協議会より「つり川」が発行されています。その中で玄海小学校建て替えについて、玄海中学校敷地内または隣接地での建て替えが紹介されています。

3つ目のご質問の、一体型と分離型をあわせた一貫教育は、教育の機会均等に反するのではないかとのご質問ですが、ご質問にありますように、教育基本法第4条には、「すべての国民は、ひとしく能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない…」との規定があります。ここに掲げられた「機会均等」は、教育を受ける「機会」が均等であることを意味しています。具体的には、小学校や中学校の教育を受ける機会ということになります。ですから、一体型や分離型は、学校の取り組みの形の違いで、教育を受ける機会が削がれるものではありません。

追加で質問いただきましたA・B・C型のどの型になるかのご質問ですが、玄海中学校区では、C型をめざした小中一貫教育の取り組みを行なっております。

また、型を選択する際にどのような議論がなされたかのご質問ですが、4校による推進委員会の協議の中で、学校が離れていることや離島の学校があることなどから、まずはC型に取り組んでいくこととなっています。

今後とも市の行政に関しまして忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明の点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

【本件に関する問い合わせ先】

宗像市教育委員会

教育政策課 TEL 0940-36-5099(2つ目以外のご質問)

学校管理課 TEL 0940-36-1322(2つ目のご質問)

差出人: "宗像市 秘書課" <hlsyo@city.munakata.fukuoka.jp>
日時: 2011年11月8日 13:45
宛先: ██████████
添付: 市長への手紙別紙(1).pdf; 市民の方々の意見.pdf
件名: 市長への手紙(玄海地区の小中一貫)について
██████████ 様

お返事が遅くなり、まことに申し訳ありません。
また、前回の回答で十分に意図を伝えることができず、申し訳ありません。今回いただいたご質問に回答を申し上げます。また、前回添付していませんでした別紙と、追加でご要望いただいた市民の方の意見を添付いたします。

宗像市の小中一貫の取り組みとしましては、まず、各中学校区ごとに、2か年の調査研究校としての位置付けを行います。このときに、ABCのいずれの型により行うのかをそれぞれの中学校区で決めることとなります。今回の玄海中学校区では、平成23年度と24年度の2か年で調査研究としての小中一貫の取り組みを行うことにしています。この2年間の取り組みの型としましては、C型ということになります。

この2か年の取り組みの中で、玄海中学校と玄海小学校の連携、玄海中学校と玄海東小学校の連携、玄海中学校と地島小学校の連携、各小学校間の連携について、玄海中学校区に合った小中の連携を模索し、2か年の研究の評価と検証を行うこととなります。この検証には大学教授や各コミュニティ運営協議会長、各校のPTA会長から構成された中学校区学校運営評議委員会が校区に設置されており、この中で検証を行うこととなります。

その後、平成25年度からは、玄海中学校と玄海小学校の校舎を一体型としますので、取り組みの型としましては、██████様のお考えのようにA型C型の併用となります。

宗像市の小中一貫教育の基本となるものとしましては、すでにホームページでご覧になりました「平成23年度 宗像市小中一貫教育の基本方針」を定め、これをもとに進めています。宗像市の小中一貫教育は、先行している校区の成果に至った手法などを取り入れながら取り組みを進め、校区に合ったスタイルを作り上げていくものとしています。

平成24年度には、市内全校区での調査研究の取り組みが終わりますので、各校区の取り組みを総括し、それ以降の基本方針を検討し策定することとなります。

今後とも市の行政に関しまして忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。
なお、ご不明の点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

【本件に関する問い合わせ先】
宗像市教育委員会 教育政策課 TEL 0940-36-5099

平成23年12月 6日

宗像市長 谷井 博美 様
宗像市教育長 久芳 昭文 様

玄海小学校 PTA 会長 花田 積

玄海中学校区小中一貫教育導入について

先般の9月3日に玄海小学校校舎建て替えに伴い、玄海小学校保護者に対し、教育委員会による実施設計完了の報告及び想定される諸問題に関し説明を行っていただきました。

しかしながら、この説明会を受けて保護者においては、小中一貫教育に関する意見や疑問点が数多く寄せられております。

特に玄海中学校校区における小中一貫教育の基本方針が行政内部のみで決定され、全国初の試みである施設一体型、分離型の併用方式の導入決定の過程で、専門家による検証や関係者（PTA及び保護者、地域）への事前説明が行われていない（事後的な説明会は地域、PTA役員には実施されている。）点については、大きな問題であるという指摘を受けております。

このような大きな教育方針の変更に関わることは、政策決定の段階で保護者をはじめとする関係者の意見に傾聴し、慎重に決定すべきものと考えます。

玄海小学校の新校舎建築着工が目前に迫っておりますが、納得のいく説明がなされていないままで、建築工事を進めてほしくありません。

つきましては、早急に小中一貫教育の基本方針を主とした説明会を玄海中学校校区保護者に対し実施していただきますようお願いいたします。

なお、説明会に際しては次の問題点及び疑問点にご留意いただき、資料等提供の上ご説明いただきますようお願いいたします。

問題点及び疑問点

□玄海中学校区における小中一貫教育導入の意思決定に至る過程で、専門家による検証や地域、保護者などの関係者に対し事前説明が行われていない。

特に、玄海中学校校区における小中一貫教育の類型は全国でも前例のないC型（施設一体型、分離型の併用）を採用しており、教育委員会内部の検討のみでは不十分である。

□小中一貫教育（施設一体型）に関して保護者及び地域に対し周知が不十分である。

□小中一貫教育（施設一体型）のメリット

□小中一貫教育（施設一体型）の想定される課題（デメリット等）とその対応

□現在地による建替ではなく、中学校敷地で移転建替を選択した理由

□玄海東小、地島小との合併の予定

306

23宗監第184号
平成24年1月10日

[Redacted]
[Redacted]

宗像市監査委員 岩本隆志
宗像市監査委員 石松和敏



住民監査請求について (通知)

平成23年12月21日付けで提出された住民監査請求について、下記のとおり決定したので通知します。

記

第1 主文

本件請求を却下する。

第2 決定の理由

請求の要旨は、宗像市が、玄海小学校改築に関して、地域住民、保護者向けに十分な説明や意見聴取を行わず、また、十分な調査、分析も行わないまま、小学校の移転並びに宗像市小中一貫教育の基本方針に示された類型以外の形態を採用した小中一貫教育の導入を独断で決めたことは、違法若しくは不当な決定であり、その決定に基づいた工事請負契約により支出される約8億円が違法若しくは不当な支出に当たるので、当該契約の白紙撤回及び工事の差し止めを求めているものと認められる。

しかし、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、地方公共団体の職員等による違法若しくは不当な行為等により、地方公共団体が損害を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員等の違法若しくは不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものであるので、その対象となる行為等は、地方公共団体に損害を与えるものに限られる。

よって、本件請求は、違法性若しくは不当性の判断を行うまでもなく、請求人の主張する宗像市の一連の行為により、宗像市が損害を被ることはないので、住民監査請求の対象とはならない。

2a7



宗像市職員措置請求書

1.宗像市長に対する措置請求の要旨

(1) 請求の対象行為

玄海小学校改築工事に関する平成23年第4回宗像市議会定例会付議事件 議案番号76、77、78の工事請負契約及び宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決に付すべきことを要しない予定価格1億5,000万円未満の付随する工事請負契約(総額約8億円)

(2) 前記行為の違法・不当の理由

工事場所が「宗像市 江口」となっているが、宗像市立学校設置条例による玄海小学校の位置は「宗像市 牟田尻」である。玄海小学校の位置を「宗像市 江口」に変更するための必要な法的手続きは行われておらず、当該工事を契約に定められた工事場所「宗像市 江口」にて行う法的根拠はない。

宗像市が定める変更のための必要な法的手続きは、以下の2つである。

- ① 宗像市附属機関設置条例により設置された宗像市立学校位置及び通学区域審議会から教育委員会の諮問に応じた玄海小学校の位置選定の改廃に関する答申を得ること。
- ② 議会の議決を得て宗像市立学校設置条例の必要な改正を行うこと。

故にあらかじめ法律の根拠がなく、玄海小学校の位置は「宗像市 牟田尻」と制定された宗像市立学校設置条例に違反して行われる工事請負契約は地方自治法第2条16項、17項により、無効である。

(3) 措置請求事項

当該工事請負契約は法的根拠を欠落した無効な契約であるから、その支出により宗像市に損害を与えることになるので工事の差止め及び工事代金の支出の差止めを求める。

2.請求人

住所 [redacted] 職業 [redacted] 氏名 [redacted]

住所 [redacted] 職業 [redacted] 氏名 [redacted]

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成24年1月20日

宗像市監査委員 様



23宗監第192号
平成24年1月24日

[Redacted]
[Redacted]様

宗像市監査委員 岩本 隆
宗像市監査委員 石松 和



住民監査請求について (通知)

平成24年1月20日付けで提出された住民監査請求について、下記のとおり決定したので通知します。

記

第1 主 文

本件請求を却下する。

第2 決定の理由

請求の要旨は、宗像市が、玄海小学校改築に関して、宗像市立学校設置条例に規定された玄海小学校の位置「宗像市牟田尻」を「宗像市江口」に変更するための必要な法的手続きは行わず、工事場所を「宗像市江口」とした工事請負契約を宗像市立学校設置条例に違反し締結したことは、地方自治法第2条第16項、同条第17項の規定により無効であり、その無効な契約に基づく支出は宗像市に損害を与えるため、当該工事の差し止め及び工事代金の支出の差し止めを求めているものと認められる。

しかし、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、地方公共団体の職員等による違法若しくは不当な行為等により、地方公共団体が損害を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員等の違法若しくは不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものであるので、その対象となる行為等は、地方公共団体に損害を与えるものに限られる。

よって、本件請求は、違法性若しくは不当性の判断を行うまでもなく、請求人の主張する宗像市の一連の行為により、宗像市が損害を被ることはないので、住民監査請求の対象とはならない。

宗像市職員措置請求書

1.宗像市長に対する措置請求の要旨

(1) 請求の対象行為

玄海小学校改築工事に関する工事請負契約（総額約 8 億円。以下「工事請負契約」という。）

(2) 前記行為の違法・不当の理由

工事請負契約は工事場所が「宗像市 江口」となっているが、宗像市立学校設置条例による玄海小学校の位置は「宗像市 牟田尻」である。玄海小学校の位置を「宗像市 江口」に変更するための必要な法的手続きは現在まで行われておらず、工事請負契約を契約に定められた工事場所「宗像市 江口」にて行う法的根拠はない。

宗像市が定める小学校の位置変更のための必要な法的手続きは、以下の 2 つである。

- ① 宗像市附属機関設置条例により設置された宗像市立学校位置及び通学区域審議会から玄海小学校の位置選定に関する答申を得ること。
- ② ①の答申を基にされる宗像市立学校設置条例の改正に関して議会の議決を得ること。

つまり、小学校の位置を変更するためには、宗像市立学校設置条例の議決が必要であるが、現在までその議決を得ておらず、仮にその議決が否決されれば、工事請負契約は無効になるのである。また、議決が可決される見込みであるにしても、現状においては確定した議決はないのである。

故にあらかじめ法律の根拠がなく、予算の成立のみをもって行われる工事請負契約は地方自治法第 2 条 16 項、17 に反し、また、予算と法律の不一致として無効である。

(3) 措置請求事項



工事請負契約は法的根拠を欠落した無効な契約であり、その支出により宗像市に損害を与えることになるので工事代金の支出の差止めを求める。

(4) その他

① 工事請負契約に関する住民監査請求は、平成 23 年 12 月 21 日、平成 24 年 1 月 20 日付けに行った住民監査請求に関連するものであるが、前回、前々回の結果は住民監査請求の対象とはならないとして却下となったものである。しかしながら、前回の結果を踏まえて行った住民訴訟は適法であるとして受理されているのであるから、その却下は誤りであったことになる。(福岡地裁 平成 24 年(行ウ)第 1 号。現在まで訴訟係属中。)

故に、適法な監査請求が誤って却下された場合にあたり、再度の住民監査請求は許されるものである。(最高裁判所第三小法廷 平成 10 年 12 月 18 日判決)

② 本工事契約に関しては、現在訴訟が行われており、その判決が確定するまでの間は、その支出の差止めを勧告することを求める。

2. 請求人

住所 [REDACTED] 職業 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成 24 年 10 月 16 日

宗像市監査委員 様

事実証明 その 1 訴訟係属中であることの証明 (答弁書の表紙の写し)

事実証明 その 2 最高裁判所第三小法廷 平成 10 年 12 月 18 日判決

以上

副本

平成24年(行ウ)第1号 玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件

原告 [Redacted]

被告 宗像市長

答 弁 書

平成24年4月10日

福岡地方裁判所 第2民事部 合議A係 御中

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号 三ツ角法律事務所(送達場所)

電話 092-715-4101(代), FAX 092-715-4066

被告訴訟代理人弁護士	三	ツ	角	直	正
同訴訟復代理人弁護士	加	茂	雅	也	
同 弁護士	正	田	陽	太	郎
同 弁護士	瓜	生	修	一	
同 弁護士	山	口	明	日	香
同 弁護士	山	本	洋	介	

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 第1項「当事者」について
 - (1) 第1目は認める。
 - (2) 第2目については、被告が宗像市の公金の支出、契約の締結、債務の負担などの行為につき権限を有することは認めるが、「その他の義務の負担」に



《書誌》

提供 TKC

【文献番号】 28033494
 【文献種別】 判決/最高裁判所第三小法廷（上告審）
 【裁判年月日】 平成10年12月18日
 【事件番号】 平成10年（行ツ）第68号
 【事件名】 損害賠償請求事件
 【審級関係】 第一審 28041117
 浦和地方裁判所 平成8年（行ウ）第27号
 平成9年4月21日 判決
 控訴審 28041116
 東京高等裁判所 平成9年（行コ）第67号
 平成9年11月13日 判決

【事案の概要】 監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして、直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されるものと解すべきであり、又、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民が提起する住民訴訟の出訴期間は、地方自治法242条の2第2項1号に準じ、却下の通知があった日から30日以内と解するのが相当であるとした事例。

【判示事項】

〔TKC税務研究所〕

1. 適法な住民監査請求が却下された場合における再度の住民監査請求の可否。
 （要旨文献番号：60034773）
2. 適法な住民監査請求が却下された場合における住民訴訟の出訴期間。
 （要旨文献番号：60034774）

〔最高裁判所民事判例集〕

1. 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否
2. 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間

〔判例タイムズ（判例タイムズ社）〕

1. 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否
2. 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間

【要旨】

〔最高裁判所民事判例集〕

1. 監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許される。
2. 監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、住民訴訟の出訴期間は、地方自治法242条の2第2項1号に準じ、却下の通知があった日から30日以内と解するのが相当である。

【裁判結果】

破棄自判

【上訴等】

差戻

【裁判官】

金谷利広 園部逸夫 千種秀夫 尾崎行信 元原利文

【掲載文献】

最高裁判所民事判例集52巻9号2039頁

判例時報1663号87頁

判例タイムズ991号117頁

最高裁判所裁判集民事190号1089頁

裁判所ウェブサイト

【参照法令】

地方自治法242条

地方自治法242条の2

【評釈等所在情報】

〔日本評論社〕

西川知一郎・ジュリスト1152号

(1) 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否、(2) 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間

人見剛・法学教室227号

適法な住民監査請求が不適法として却下された場合における、同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否と住民訴訟の出訴期間

西川知一郎・法曹時報51巻12号

(1) 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否、(2) 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間

藤原伸雄・民商法雑誌121巻6号

(1) 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否、(2) 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間

野村武司・ジュリスト臨時増刊1157号44頁

適法な監査請求の却下と再度の監査請求

荏原明則・別冊ジュリスト168号158頁

監査請求前償の意義(1)

西川知一郎・ジュリスト増刊(最高裁時の判例1 公法編)301頁

(1) 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否、(2) 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間

西川知一郎・最高裁判所判例解説民事篇平成10年度1063頁

一 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の許否 二 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間

内田義厚・判例タイムズ1036号328頁(平成11年度主要民事判例解説)

一 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における同一の監査対象についての再度の住民監査請求の可否 二 適法な住民監査請求が不適法であるとして却下された場合における住民訴訟の出訴期間

伴義聖・大塚康男・判例地方自治187号5頁

中学校新設住民訴訟 住民、粘り腰で仕切り直し(原判決破棄、一審判決取消し・差し戻し 最高裁) (はんれい最前線)

【被引用判例】(当判例を引用している判例等)

金沢地方裁判所 平成21年(行ウ)第3号

平成22年11月30日

大阪地方裁判所 平成20年(行ウ)第212号

平成22年10月14日

大阪地方裁判所 平成18年(行ウ)第81号

平成22年5月21日

宇都宮地方裁判所 平成20年(行ウ)第11号

平成21年7月15日

水戸地方裁判所 平成16年(行ウ)第20号

平成21年6月30日

東京地方裁判所 平成20年(行ウ)第526号

平成21年6月24日

名古屋地方裁判所 平成19年(行ウ)第23号

平成21年 2月26日

岡山地方裁判所 平成19年(行ウ)第31号
平成21年 2月17日

広島地方裁判所 平成18年(行ウ)第3号
平成20年 2月29日

奈良地方裁判所 平成17年(行ウ)第3号
平成19年12月 6日

大阪地方裁判所 平成16年(行ウ)第166号
平成19年 7月27日

岐阜地方裁判所 平成14年(行ウ)第3号
平成19年 1月31日

東京地方裁判所 平成16年(行ウ)第203号
平成19年 1月30日

大阪地方裁判所 平成13年(行ウ)第20号
平成16年 6月24日

東京高等裁判所 平成16年(行コ)第88号
平成16年 6月 8日

東京地方裁判所 平成12年(行ウ)第306号
平成16年 3月25日

津地方裁判所 平成11年(行ウ)第1号
平成16年 2月26日

大阪地方裁判所 平成15年(行ウ)第32号
平成15年11月28日

名古屋地方裁判所 平成15年(行ウ)第19号
平成15年10月30日

横浜地方裁判所 平成12年(行ウ)第70号
平成15年10月20日

福井地方裁判所 平成13年(ワ)第199号
平成14年 7月10日

熊本地方裁判所 平成11年(行ウ)第2号
平成14年 3月28日

名古屋高等裁判所 平成13年(行コ)第35号
平成14年 3月20日

横浜地方裁判所 平成5年(行ウ)第55号
平成13年 2月28日

3910

24宗監第134号
平成24年10月26日

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■様

宗像市監査委員 岩本 隆
宗像市監査委員 石松 和



住民監査請求について（通知）

平成24年10月16日付けで提出された住民監査請求について、下記のとおり決定したので通知します。

記

第1 主 文

本件請求を却下する。

第2 決定の理由

本件請求は、請求人が、平成24年1月20日付け住民監査請求で主張した内容と同一のものであると認められる。

なお、本件請求における請求人の主張は、前回の住民監査請求の結果を不服とした住民訴訟が裁判所に受理されたことが、住民訴訟の基となった住民監査請求の結果が誤っていたことを示しており、適法な住民監査請求を不適法として却下された場合には同一の請求をすることが許される主旨の判例（最高裁平成10（行ツ）68）に基づき、再請求が認められる場合にあたるといものであるが、住民監査請求の結果を不服とした住民訴訟が受理されたことが、住民監査請求の結果の誤りを意味するものとは解し得ず、再請求が認められる理由にはあたらないと判断する。

宗像市職員措置請求書

1.宗像市長に対する措置請求の要旨

(1) 請求の対象行為

玄海小学校改築工事に関する工事請負契約（総額約 8 億円。以下「工事請負契約」という。）

(2) 前記行為の違法・不当の理由

工事請負契約は工事場所が「宗像市 江口」となっているが、宗像市立学校設置条例による玄海小学校の位置は「宗像市 牟田尻」である。玄海小学校の位置を「宗像市 江口」に変更するための必要な法的手続きは現在まで行われておらず、工事請負契約を契約に定められた工事場所「宗像市 江口」にて行う法的根拠はない。

宗像市が定める小学校の位置変更のための必要な法的手続きは、以下の 2 つである。

- ① 宗像市附属機関設置条例により設置された宗像市立学校位置及び通学区域審議会から玄海小学校の位置選定に関する答申を得ること。
- ② ①の答申を基にされる宗像市立学校設置条例の改正に関して議会の議決を得ること。

つまり、小学校の位置を変更するためには、宗像市立学校設置条例の議決が必要であるが、現在までその議決を得ておらず、仮にその議決が否決されれば、工事請負契約は無効になるのである。また、議決が可決される見込みであるにしても、現状においては確定した議決はないのである。

故にあらかじめ法律の根拠がなく、予算の成立のみをもって行われる工事請負契約は地方自治法第 2 条 16 項、17 に反し、また、予算と法律の不一致として無効である。

(3) 措置請求事項

工事請負契約は法的根拠を欠落した無効な契約であり、その支出により宗像市に損害を与えることになるので工事代金の支出の差止めを求める。

(4) その他

① 工事請負契約に関する住民監査請求は、平成 23 年 12 月 21 日、平成 24 年 1 月 20 日付けに行った住民監査請求に関連するものであるが、前回、前々回の結果は住民監査請求の対象とはならないとして却下となったものである。しかしながら、前回の結果を踏まえて行った住民訴訟は適法であるとして受理されているのであるから、その却下は誤りであったことになる。(福岡地裁 平成 24 年(行ウ)第 1 号。現在まで訴訟係属中。)

なお、住民監査請求が不適法とされたにもかかわらず、住民訴訟においては適法となったかについては、住民監査請求は財務会計上の行為が違法又は不当の可能性があるため住民が監査委員に監査を求めるものであり、その行為が違法又は不当であるか否かは実際に監査を行った際に実体法上の判断を行うものであり、監査を行うかどうかの判断はその行為が財務会計上の行為か否かだけである。その点、平成 23 年 12 月 21 日、平成 24 年 1 月 20 日付けの通知を見ると、宗像市の行為により市が損害を被るかどうかはその判断の基準となっており、玄海小学校改築工事に関する工事請負契約に関する支出は財務会計上の行為であることから、明らかに判断の誤りである。(大阪高等裁判所 平成 9 年 2 月 21 日判決、広島地方裁判所 平成 14 年 11 月 26 日判決)

故に、適法な監査請求が誤って却下された場合にあたり、再度の住民監査請求は許されるものである。(最高裁判所第三小法廷 平成 10 年 12 月 18 日判決)

仮に再度却下するのであれば、玄海小学校改築工事に関する工事請負契約に関する支出は財務会計上の行為でないことを明らかにするよう求める。

② 本工事契約に関しては、現在訴訟が行われており、その判決が確定するまでの間は、その支出の差止めを勧告することを求める。

2. 請求人

住所 [REDACTED] 職業 [REDACTED] 氏名

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を
請求します。

平成 24 年 10 月 27 日

宗像市監査委員 様

事実証明 その 1 大阪高等裁判所 平成 9 年 2 月 21 日判決

事実証明 その 2 広島地方裁判所 平成 14 年 11 月 26 日判決

なお、これまで事実証明を提出している資料については再度の提出は省略いた
します。

以上

《書誌》

提供 TKC

【文献番号】 28030187
【文献種別】 判決/大阪高等裁判所(控訴審)
【裁判年月日】 平成 9年 2月21日
【事件番号】 平成8年(行コ)第29号
【事件名】 違法支出金返還等請求控訴事件
【審級関係】 第一審 28030188
大阪地方裁判所 平成7年(行ウ)第
87号

平成 8年 7月17日 判決

【事案の概要】 原告(控訴人)が、本件建替事業計画が違法なものであるとして、被告(被控訴人)らに対し、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、右事業に係る建築請負契約の締結及び公金支出の差止め等を求めた住民訴訟の事案で、同規定に基づく差止請求は、差止めの対象である財務会計上の行為が行われることが、相当の確実さをもって予測される場合に限り許されるものと解されるが、当該行為が違法であるか否かは専ら実体法条の判断であり、当該行為に違法性のあることが右差止請求の訴えの適法要件であると解することはできないとして、これと異なる原判決は差止請求の適法性の要件を誤ったものであり失当であるとして、原告(控訴人)の請求の一部について原審に差し戻した事例。

【判示事項】 [判例地方自治(ぎょうせい)]

住宅訴訟における差止請求(一号請求)において、当該行為に違法性のあることは訴えの適法要件ではないとして、地方公共団体の事業に係る公金支出の差止請求が適法であるとされた事例

【要旨】 [TKC]

1. 地方自治法242条の2第1項1号に基づく差止訴訟において、差止めの対象である財務会計上の行為が違法であるか否かはもっぱら実体法上の判断であって、訴訟要件には含まれない。
2. 地方自治法242条の2第1項1号に基づく差止訴訟の対象は、財務会計上の行為に限ると解されるところ、公営住宅建替事業に係る建築工事の続行は、右にいう財務会計上の行為には該当せず、工事の差止めを求める訴えは不適法である。

【裁判結果】 一部却下、一部差戻

【上訴等】 確定

【裁判官】 蒲原範明 下方元子 塚本伊平

【掲載文献】 判例地方自治168号42頁

【参照法令】 地方自治法242条

地方自治法 242条の2

【被引用判例】 (当判例を引用している判例等)

広島地方裁判所 平成12年(行ウ)第23号

平成14年11月26日

【全文容量】 約3Kバイト (A4印刷: 約3枚)



Copyright (C) 1999-2013 TKC Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。

《書誌》

提供 TKC

- 【文献番号】 28082400
- 【文献種別】 判決/広島地方裁判所(第一審)
- 【裁判年月日】 平成14年11月26日
- 【事件番号】 平成12年(行ウ)第23号
- 【事件名】 違法公金支出金返還等請求事件
- 【審級関係】 控訴審 28100565
広島高等裁判所 平成15年(行コ)第1号
平成16年 4月30日 判決
- 【事案の概要】 A市の住民である原告らが、市が条例の制定がないまま、歩行者通行施設の維持管理費用の支出を続けていることが違法であるとして、被告市長又は市長個人に対し、支出額の支払及び支出の差止めを求めた住民訴訟で、本件支出は地方財政法8条及び地方自治法232条1項に基づくものであり、本件支出を命ずるに当たり、必要最小限の維持管理のために要する費用を上回る公金支出を命ずることを回避すべき財務会計法規上の職務義務があるとは認められず、条例の制定がないことも本件支出命令自体を違法とする程重要なものとはいえないから、かりに原因行為に違法があるとしても、本件支出行為は財務会計法規上違法とはいえないとして、請求を棄却した事例。
- 【判示事項】 [判例タイムズ(判例タイムズ社)]
1. 市が建設した立体遊歩道は地方自治法上の「公の施設」に当たり、その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないとされた事例
 2. 当該施設について設置管理条例を定めないまま市長が当該施設の維持管理費用の支出を命じることが違法であるとしてされた住民訴訟が棄却された事例
- [判例地方自治(ぎょうせい)]
- 条例の制定がないまま、市長が公の施設である歩行者通行施設の維持管理費用を支出することに義務違反はないとされた事例
- 【裁判結果】 棄却
- 【上訴等】 控訴
- 【裁判官】 山垣清正 田中一隆 武林仁美
- 【掲載文献】 判例タイムズ1129号132頁
判例地方自治242号43頁
- 【参照法令】 地方自治法244条
地方自治法244条の3
地方自治法244条の4
地方財政法8条

地方自治法 232条
地方自治法 244条の2
地方自治法 242条の2
地方自治法 242条

【引用判例】

(当判例が引用している判例等)

大阪高等裁判所 平成8年(行コ)第29号
平成 9年 2月21日

最高裁判所第三小法廷 平成8年(行ツ)第67号
平成12年12月19日

最高裁判所第三小法廷 昭和61年(行ツ)第133号
平成 4年12月15日

【全文容量】

約10Kバイト(A4印刷:約6枚)



Copyright (C) 1999-2013 TKO Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的財産その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。

3912

24宗監第145号
平成24年11月15日

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■様

宗像市監査委員 岩本 隆
宗像市監査委員 植木 隆



住民監査請求について (通知)

平成24年10月29日付けで提出された住民監査請求について、下記のとおり決定したので通知します。

記

第1 主 文

本件請求を却下する。

第2 決定の理由

本件請求は、請求人が、平成24年1月20日付けと平成24年10月16日付けの住民監査請求で主張した内容と同一のものであると認められる。